
書によると以下のとおりである。（原文に沿って記載。ただし項番号等の付け替え等を行った。）

(1) 請求の趣旨

弊社は令和6年8月29日（木）に富山県伏木港事務所 管理課 中嶋様からFAXをいただきました。

「旅客動線分離施設等に係る物品について」という指名競争入札案件において、弊社は指名依頼された業者でした。

その依頼に対し弊社は残念ながら辞退させていただきました。

そこには辞退せざるを得なかった理由がありました。

添付資料の内容が違法又は不当であるか否かは不明です。その調査を監査委員にお願いしたくここに請求しました。

(2) 不当であるとする県の行為の具体的な内容

提出期限が短い。

弊社の取り扱い商品とかけ離れているのを承知の上で見積依頼。

入札の見積期限を少なくとも弊社にとって実施が困難な短い期間に設定している。

見積り作業に要する業務内容に対して実質2日間という中で、抽象的な条件を仕様書に記載し事前に詳細な情報を得ていない弊社は、仕様内容の確認や商品を特定するために時間を費やし事業者の履行を難しくさせた。

(3) 請求の理由

納入期限が短い。

土日を挟んで実質2日間で需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しても納期限まで商品の数量の確保が困難であり適正な内容とは思えない。

納入完了期限がほかの会社にとって実施が困難な短い期間に設定されている。

以上の理由により条件の期間内に履行可能な確証が取れないため納期回答することが不可。

(4) 県に生じた損害及び請求する措置

取り扱い業者の選定。

別の業者が350万円で落札したが、条件の期間内に履行することが困難だった弊社への依頼そのものが不合理性がある。今回、公文書開示請求を提供したのは入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保のため。いわゆる他の「同業他社」に依頼をかけていれば、本案件の価格をより安い価格で落札できた可能性がある。弊社は辞退したため数字には表せないが損失になるといえるのでは。

富山県支出の予算となればその性格上、同業者他社同士の指名競争入札を執り行うべきである。

言わずとも競争入札の本来の趣旨である価格競争を促進させる効果があります。

過去に類似案件があれば尚更のことであり、入札参加業者は前回の入札価格に関わらず、他社よりも低い価格で応札し落札する行動に働くはず。一方、入札参加業者が合理的な判断により行動すれば、通常は入札対象品目の落札を希望するために、自社における費用と利益等を考慮した価格で応札するはず。

むしろ、前回入札で落札できなかった事業者が次回以降の入札において、前回入札における落札価格を参考に、より安い価格で応札することによって落札できる可能性が高まる。

その意味では入札参加業者における競争上の地位が高まる効果もあるのは必然。

このような類推に基づく指名行動を取っているとは考えられない。

そのような行動をせずに指名競争入札で特定の業者が落札できるよう業者選定を行ったと思える疑い。

先の「富山県職員措置請求書」と本「補正書」と添付資料をもとに、請求を受け付けた日の翌日から60日（外部監査の場合は90日）以内に監査を終了し、これらの行為や理由が不当なものだったかどうかを明らかにし監査委員の判断結果を請求人にお知らせください。併せて請求要旨及び監査結果を富山県報に登載して公表してください。地方自治法第252条の43第1項の規定

により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

(5) 添付資料

住民監査請求制度【辞退理由について】

第2 請求の受理

本件請求について、補正を求めた結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年11月27日付けで受理した。

なお、補正に要した期間は法第242条第6項の規定による監査期間の60日から除外した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

個別外部監査について、請求人は「法第252条の43第1項の規定により、当該請求における監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める」と主張する。

請求内容等から判断して、本件請求で問題となるのは、物品購入契約に係る相手方の選定から入札までの一連の行為が不当に当たるかどうかであり、今回の物品購入契約事務は、自治体において一般的な財務会計行為であり、監査委員では判断できないより高い専門性を必要とする事案とは認められない。また、法第198条の3第1項により職務を遂行するにあたり常に公正不偏の態度を保持して監査等を行わなければならないと規定されている監査委員ではなく、独立性をもった個別外部監査が必要とする事案とも認められない。

以上のことから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当であると認めるに足りる理由はないと判断した。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述については、請求人からこれを行わない旨

の意思表示があったため、実施しなかった。

2 監査対象

令和6年9月3日に契約した大型クルーズ船寄港に係る旅客受入れ機能高度化実現のための物品等の購入について、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な契約の締結」に該当するかを監査の対象とした。

3 監査対象機関

富山県伏木港事務所（以下「伏木港事務所」という。）とする。

4 監査対象機関の陳述

本件請求を受け、伏木港事務所に陳述を求めたところ、令和6年12月9日付で陳述書の提出があり、その内容は次のとおりであった。

(1) 当該物品の購入の目的

これまでは、クルーズ船の寄港のたびに、会場設営業者から可動式フェンスやカラーコーン等の旅客動線を分離するための物品をレンタルして設営していたが、これらの物品を新たに購入することにより、クルーズ船寄港時の費用削減を図るものである。

(2) 提出期間が短いについて

見積期間については、物品等事務取扱要領第25条第2項において、「会計規則第97条第2項の指名の通知は、様式第8号によることとし、開札の日の前日から起算して4日前までに行うものとする。ただし、事情やむを得ないときは、日数を短縮することができる。」と規定されている。

「入札の見積期限を少なくとも弊社にとって実施が困難な短い期間を設定している」との請求人の主張については、当該入札の見積期間については下記の通りであるが、土曜と日曜を除いて算定した場合は、指名通知日（8月29日）は、入札日の前日から起算して3日前となり、上記規定の日数に不足するが、カラーコーンやコーンバー等は、一般的に使用されている物品であり、取扱業者であれば、見積に時間を要しないものと考えられたことから、

見積期間を1日減らし、納期までの日数を1日でも多く確保した方がよいと判断し、ただし書を適用し、見積期間を1日短縮することとしたものである。

入札等について

指名通知 8月29日(木) (業者に電話連絡の上、FAXを送付し、
通知文は30日に郵送した。)

入札日時 9月3日(火) 10時

納 期 9月27日(金)

また、「請求人所属会社の取り扱い商品とかけ離れているのを承知の上で指名通知」との請求人の主張について、指名業者については、当該物品の全部又は一部を取扱っており、取り扱いをしていない物品であっても、他社からの仕入れ等により納入が可能と判断した業者を選定したものであり、伏木港事務所では、請求人所属会社は、取り扱い可能な業者との認識であった。

さらに、「抽象的な条件を仕様書に記載し事前に詳細な情報を得ていない請求人所属会社は、仕様内容の確認や商品を特定するために時間を費やし」との請求人の主張について、発注時の物品仕様書で下記の通り詳細な仕様を提示しなかったのは、一般的に使用されているものとして、カラーコーンとコーンバーはプラスチック製のもの、パイプフェンスは、スチールパイプにプラスチックをコーティングしたものを想定し、色を指定せず、受注者の製品選択を容易にするためである。

購入物品の仕様

パイプフェンス (W 1,800×D 450×H 1,100mm) 数量 200 枚

カラーコーン (H 700mm程度) 数量 300 個

カラーコーン錘 (おもり、黒ゴム製 (2kg)) 数量 300 個

コーンバー (L 1,200程度、青/白) 数量 300 本

ゴムマット (W 1,000×L 2,000程度、5mm程度、12kg) 数量
15 枚

加えて、前述の通り入札通知をFAXした際、担当者から指名業者に確認の電話をかけ、納入物品で不明なことがないか確認を行い、実際に、請求人

から物品の例示を求められた際には、参考となる物品の写真やカタログを送付するなど対応している。

(3) 納入期限が短いについて

「納入完了期限がほかの会社にとって実施が困難な短い期間に設定されている」との請求人の主張について、カラーコーン、コーンバーについては一般的に市場に多く出回っているものであり、納入可能と判断した。パイプフェンスについては、1週間から20日程で出荷可とホームページに記載しているメーカーがあったため、納入可能と判断したもの。

さらに、県では、購入数量が多く、納入期間が限られる中で、色や材質を指定せず、幅を持った納品も可能としている。

また、入札には、落札者を含めて2者から応札があった。

(4) 指名業者の選定について

「条件の期間に履行することが困難であった自社への依頼そのものが不合理性がある」との請求人の主張について、指名業者については、当該物品の全部又は一部を取扱っており、取り扱いをしていない物品であっても、他社からの仕入れ等により納入が可能と判断した業者4者を選定したものであり、伏木港事務所では、請求人所属会社は、取り扱い可能な業者と認識していた。

また、指名通知をFAXした際の添付文書で、辞退可能であることを記載した意図は、入札辞退によって今後の入札参加に不利となることはないことを示すために記載したものである。

「富山県支出の予算となればその性格上、同業者他社同士の指名競争入札を執り行うべきである」との請求人の主張について、入札には、指名業者4者のうち、落札者を含め2者が応札しており、適切に競争が行われたと認識している。

指名業者は、前年度に参考見積を徴収した業者や、イベント会場設営実績がある業者、他社からの仕入れにより納入が可能と判断した業者などから富山県入札参加資格を有する業者を指名している。

「前回入札で落札できなかった事業者が次回以降の入札において、前回入札における落札価格を参考に、より安い価格で応札することによって落札で

きる可能性が高まる」との請求人の主張について、今回の物品購入は、新たに当該物品を購入するものであるから、「前回入札で落札できなかった事業者」は存在せず、その主張は当たらない。

以上のことにより、「指名競争入札で特定の業者が落札できるよう業者選定を行ったと思える疑い」との請求人の主張は当たらない。

5 監査対象機関への監査

令和6年12月4日及び同月17日に、伏木港事務所の関係書類の調査を行うとともに、関係職員の事情聴取を行った。

6 関係人調査

令和6年12月11日及び同月13日に、請求人所属の指名業者を除く指名業者3者に対して、法第199条第8項の規定による関係人調査を行った。

第5 監査対象事項に係る主な事実関係

1 予算にかかる国内示から執行までの流れについて

伏木港事務所では、年に6から8回程度クルーズ船が寄港している。

令和5年度までは、寄港の都度、旅客の動線確保、制限区域設置等業務をイベント会社等に委託してきた。委託契約内容にはフェンス、コーン等物品のレンタル代も含まれており、物品等を購入すればレンタル代が節約できることから令和6年度予算で国の「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」に応募することとなり、港湾課が令和6年2月に予算要求のため本件の指名業者となった1社から参考見積を徴収した。

港湾課は国に補助金の申請を行い、5月28日付けで国から交付決定を受け、同日付けで港湾課長から伏木港事務所長あてに箇所付けの追加内示が通知された。

港湾課が2月に徴収した参考見積ではフェンスはディックフェンスとなっていたが、5月29日に伏木港に外航クルーズ船が寄港した際に伏木港事務所が制限区域等設置委託業務を契約した業者がパイプフェンスを使用していたことか

ら、その理由等（ディックフェンスでは風等の圧力に弱いなど）を聞きとった。

伏木港事務所は、令和6年1月に発生した能登半島地震で埠頭や岸壁が被災し、通常の荷役作業を行いつつ、災害復旧工事の資材置場を確保する必要があることから購入物品の収納スペース確保の調整に日数を要した。

こうしたことから、8月上旬頃に今回の物品購入に係る起案の準備をはじめ、物品購入の概要（案）を作成した。設計額の作成にあたって、港湾課の徴収した参考見積にある「ディックフェンス（パイプ付）」、「ディックフェンス用ジョイント」、「ディックフェンス用ウエイト」を取り止め、「パイプフェンス」とした。

契約方法については、指名競争入札とし、4者を指名業者に選定したうえで8月28日付けの指名通知を同月29日に電話連絡のうえFAXを送付し、同月30日に通知を郵送した。入札の日は9月3日とした。

銘柄の指定は記載しなかった。

9月3日朝までに請求人を含む2者から入札辞退のFAXが送付され、9月3日に2者により入札を行い、2回目の入札により令和6年2月に参考見積を徴収した業者とは別の業者が落札した。

納期限である9月27日に当該物品が納入され、同日物品検査を行い、同日付けで物品検査調書を作成し決裁を受けた。

2 指名競争入札とした根拠及び指名業者の選定方法

納入遅延や物品の瑕疵、数量誤りや物品不備の恐れがないよう、物品を確実に納めてもらえる業者に入札参加してもらうために指名競争入札（法施行令第167条第3号並びに富山県会計規則第96条第2号及び第4号適用）とした。

指名業者については、令和6年2月に参考見積を徴収した業者やイベント会場設営実績がある業者のうち販売が可能で富山県入札参加資格を有する業者に加え、県の関係所属の参考情報（当該物品の全部は取り扱っていても他社からの仕入れ等により納入が可能と判断した業者）を聞いて4者を選定した。

8月29日にFAXで指名通知を送付した際に、関係所属からの参考情報に基づいて選定した2者に対して、「つきましては、貴社で取り扱っている商品と

は異なるかもしれませんが、ご検討いただければ幸いです。なお、取扱商品と異なるなどの理由で辞退することは可能です。この場合、入札前日までに辞退する旨（様式任意）をファックスでご連絡をお願いします。」と記載のある「指名競争入札の執行について」を添付した。

なお、関係人調査を行った指名業者からは、「参考見積徴収や聞き取り時期以降に港湾課や伏木港事務所から連絡がなかったため、購入の話はなくなったのかと思っていたが8月29日にFAXが届き、この時詳しい内容を知った。」との回答があった。

3 物品入札までの見積日数

物品等事務取扱要領第25条第2項では「指名の通知は、様式第8号によることとし、開札の前日から起算して4日前までに行うものとする。ただし、事情やむを得ないときは、日数を短縮することができる」と規定されている。

この原則に従えば、今回の場合は、開札日の9月3日が火曜日であり、8月28日の水曜日までに行うものとなる。

伏木港事務所では、一般的に使用されている物品であり、取扱業者であれば、見積に時間を要しないものと考え、納期までの日数を1日でも確保したほうがよいと判断し、同条同項ただし書「事情やむを得ないときは、日数を短縮することができる」を適用した。

8月28日に指名通知を送付する予定であったが、所内事情により8月29日に担当者から指名業者に対して電話連絡したうえで指名通知及び物品仕様書をFAXにより送付した。（前記のとおり）

なお、関係人調査を行った指名業者の中には、あまり取り扱わない品目であり、数量が多いことや入札日までの期間が短く辞退したと回答した者があった。

4 物品の仕様

伏木港事務所が発注時の物品仕様書において詳細な仕様を提示しなかったのは、一般的に使用されているものにして受注者の製品選択を容易にするためであった。

指名通知をFAXした際、担当者から全指名業者に確認の電話をかけ、納入物品で不明なことがないか確認を行ったところ、請求人以外からは特に質問等はなかった。

なお、8月30日の金曜日に請求人からの問合せを受け、伏木港事務所の担当者から「①パイプフェンスは、プラスチックと一部金属が使われており、連結可能で、足の部分が回転・可動できます。色は特に希望がありませんが、統一の色とし、青→赤→黄を希望。②ゴムマットは、配線やレールの上にかぶせ、段差をなくすためのものです。参考資料として、実際に使った写真を送付します。」と写真とともに請求人にメールを送付した。

5 物品の納期限

今回の購入物品の納期限については、外航クルーズ船が入港する9月29日の日曜日に間に合わせるため、9月27日の金曜日とした。

5月29日の外航クルーズ船入港の際の委託業務を契約した業者から、仕入先に在庫がなければ納入に約1箇月かかること等を聞いていたこともあり、物品購入の概要（案）に「パイプフェンスは受注生産のため納品に時間を要する（概ね20日～45日）」旨を記載した。

伏木港事務所は、パイプフェンスについて1週間から20日程で出荷可とホームページに記載しているメーカーがあったため納入可能と判断したとしているが、そのホームページに本件の数量においても出荷可能との明確な記載はなかった。

なお、関係人調査を行った指名業者からは、「納期は1箇月以上欲しかったが、これはメーカーとの関係次第と言える」や、「数量も多く納期限での納入は難しいと思えた」との回答があった。

第6 監査の結果

請求人から提出された請求書、監査対象機関の陳述並びに実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象とした事項について、合議により次のように決定した。

1 監査対象事項についての判断

- (1) 指名競争入札では同業者他社同士の競争を行うべきであり、本件では特定の業者が落札できるよう業者選定を行った疑いがあるとし、取扱商品とかけ離れているのを承知の上で見積依頼したとの主張について

このことについて、伏木港事務所では、先の事実確認のとおり、納入遅延や物品の瑕疵、数量誤りや物品不備の恐れがないよう、物品を確実に納めてもらえる業者に入札参加してもらうために指名競争入札（法施行令第167条第3号並びに富山県会計規則第96条第2号及び第4号適用）としていた。

また、指名業者については、令和6年2月に参考見積を徴収した業者やイベント会場設営実績がある業者のうち販売が可能で富山県入札参加資格を有する業者に加え、県の関係所属の参考情報（当該物品の全部は取り扱ってなくても他社からの仕入れ等により納入が可能と判断した業者）を聞いて4者を選定していた。

以上のことから、請求人の主張は当たらない。

なお、請求人は、特定の業者による物品の仮押さえがあることから、特定の業者が落札できるよう業者選定を行った疑いがあるとも主張しているが、関係人調査を行った指名業者からは指名通知と仕様書のFAXが届いて詳しい内容を知った旨の回答を得ており、そのような事実は確認できなかった。

- (2) 入札までの見積日数を少なくとも請求人所属の指名業者において実施が困難な短い期間を設定していることを不当と主張していることについて

伏木港事務所では、一般的に使用されている物品であり、取扱業者であれば、見積に時間を要しないものと考え、納期までの日数を1日でも確保したほうがよいと判断し、物品等事務取扱要領第25条第2項ただし書「事情やむを得ないときは、日数を短縮することができる」を適用したものである。

関係人調査を行った指名業者からの回答なども踏まえると、今後の事務手続において留意する必要があるが、外航クルーズ船の入港予定が9月29日の日曜日であることから納期限を9月27日に設定せざるを得なかったことは明らかであり、納期限までの時間をなるべく確保したいと判断し、見積日数を原則よりも短くしたものであり、不当に当たるとは認められない。

- (3) 抽象的な条件を仕様書に記載し事前に詳細な情報を得ていない請求人所属の入札指名業者は、仕様内容の確認や商品を特定するために時間を費やし履行を難しくさせたとの主張について

伏木港事務所が発注時の物品仕様書において詳細な仕様を提示しなかったのは、一般的に使用されているものにして受注者の製品選択を容易にするためであった。

指名通知をFAXした際、担当者から全指名業者に確認の電話をかけ、納入物品で不明なことがないか確認を行ったところ、請求人以外からは特に質問等はなかった。

なお、8月30日の金曜日に請求人からの問合せを受け、伏木港事務所の担当者から「①パイプフェンスは、プラスチックと一部金属が使われており、連結可能で、足の部分が回転・可動できます。色は特に希望がありませんが、統一の色とし、青→赤→黄を希望。②ゴムマットは、配線やレールの上にかぶせ、段差をなくすためのものです。参考資料として、実際に使った写真を送付します。」と写真とともに請求人にメールを送付した。

こうした点について、型番などの詳細な仕様の提示については「安易に銘柄指定を行うことは、競争の幅を著しく制限することから厳につつまなければならない（出納事務局長通知（昭61年4月1日会第11号））」とされている。

今回の対象となっている物品については、一般的に使用されているものであり、取扱業者でない可能性があることを認識したうえで業者を指名しているものの、請求人に回答した写真等の詳細な仕様を指名通知にあわせて提示していないことをもって不当に当たるとは認められない。

- (4) 納入完了期限が実質的に短いことが不当であるとの主張について

納入までに必要な日数については、物品購入伺や調査での伏木港事務所の説明及び請求人の主張や関係人調査の結果を踏まえれば、今回の対象物品の中には数量等を考慮すると、契約から納入までには1箇月程度は必要な物品もあったものと考えられる。

この点について、パイプフェンスについては、数量との関係からメーカー

に在庫がない場合は余分な日数が必要なことを伏木港事務所も認識していたと認められるが、一方で在庫の有無については取扱業者とメーカーとの関係でもあり、入札の時点で伏木港事務所としてそこまで確認できなかったことはやむを得ないと考えられる。

また、関係人調査の結果等を踏まえれば、指名業者から伏木港事務所への納期限内までに納入するために必要となるメーカーから指名業者への納入に係る期間については、当該製品に係る普段からの取引の関係性等により左右される面も認められることから、その期間が短いことをもって一概に不当に当たるとは認められない。

以上のとおり、請求人の本件指名競争入札に関する主張は不当に当たるとは認められないことから、理由がないものと判断する。

2 結論

以上のことから、本件請求には理由がなく、これを棄却する。

付記

本件住民監査請求についての判断は以上のとおりであり、監査結果には影響を与えないものの、監査を実施する過程で下記の点が見受けられたため、意見を付する。

令和6年度における外航クルーズ船の入港日程は既に決まっていたことや、納品に一定の時間がかかるパイプフェンスについては、数量が多く在庫がない場合には約1箇月程度必要であることを認識していたこと等を踏まえれば、外航クルーズ船の入港を見越したうえで余裕をもって契約事務を執行することも可能であった。また、納期までに実際にどれだけの時間がかかるかは取扱業者とメーカーの関係でもあり、県として事前に確認できないものであるものの、短い見積期間や納期は指名業者に過度の負担となりかねないことに留意すべきであった。

今回選定した指名業者は4者であるが、そのうち伏木港事務所は2者に対し

てのみ、指名通知のFAXにあわせて本件請求人が問題と主張する文書を送付した。また、指名通知後の仕様書に関する質問への回答を他の指名業者に通知をしていないことも認められた。

こうした状況は、本件請求人を含め外部から見たときに、契約相手方の選定において十分な競争性、透明性、公平性が確保されているかという点で疑念を生じさせかねないことにも留意すべきであった。

伏木港事務所においては、令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う災害復旧工事により業務量が例年に比べ格段に多くなっていることが認められるが、今後、入札など予算の執行にあたっては余裕を持った見積期間や納入期限を設定するなど計画的に執行し、一層の競争性、透明性、公平性の確保に努められたい。
